

第6号議案 組合規約の一部改正の件

小山専務理事より地区拡張について説明があり、一部改正することが承認された。
(下線部分が改正部分)

改 正 (案)		現 行	
別 表 2 (規約第4条関係)		別 表 2 (規約第4条関係)	
北海道	虻田郡倶知安町	北海道	虻田郡倶知安町
宮城県	気仙沼市、登米市、栗原市、仙台市	宮城県	気仙沼市、登米市、栗原市、仙台市
秋田県	大館市、湯沢市、横手市、仙北市、鹿角市、小坂町、藤里町	秋田県	大館市、湯沢市、横手市、仙北市、鹿角市、小坂町、藤里町
山形県	鶴岡市、小国町	山形県	鶴岡市、小国町
福島県	郡山市、西郷村、白河市、泉崎村	福島県	郡山市、西郷村、白河市、泉崎村
茨城県	古河市、石岡市、結城市、常陸大宮市、筑西市、桜川市、境町、 大子町、城里町、笠間市、八千代町、ひたちなか市、 <u>下妻市</u>	茨城県	古河市、石岡市、結城市、常陸大宮市、筑西市、桜川市、境町、 大子町、城里町、笠間市、八千代町、ひたちなか市
群馬県	桐生市、太田市、館林市、板倉町、千代田町、大泉町、邑楽町、 みどり市、高崎市、伊勢崎市、	群馬県	桐生市、太田市、館林市、板倉町、千代田町、大泉町、邑楽町、 みどり市、高崎市、伊勢崎市
埼玉県	さいたま市、幸手市、川口市、久喜市、蓮田市、加須市、 松伏町、春日部市、熊谷市、川越市、越谷市、白岡市	埼玉県	さいたま市、幸手市、川口市、久喜市、蓮田市、加須市、 松伏町、春日部市、熊谷市、川越市、越谷市、白岡市
東京都	八王子市、瑞穂町、世田谷区、板橋区、文京区、港区、 千代田区、杉並区、足立区、台東区、豊島区、北区、品川区、 新宿区、練馬区、渋谷区、大田区、町田市、江東区、 <u>中央区</u>	東京都	八王子市、瑞穂町、世田谷区、板橋区、文京区、港区、 千代田区、杉並区、足立区、台東区、豊島区、北区、品川区、 新宿区、練馬区、渋谷区、大田区、町田市、江東区
神奈川県	相模原市、横浜市、 <u>川崎市</u>	神奈川県	相模原市、横浜市
静岡県	御殿場市、富士宮市、富士市、小山町	静岡県	御殿場市、富士宮市、富士市、小山町
愛知県	名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、 小牧市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、津島市、大府市、長久手市、 愛西市、豊山町、清須市、北名古屋市、大口町、豊田市、 刈谷市、岡崎市、あま市、尾張旭市、蟹江町、東海市	愛知県	名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、 小牧市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、津島市、大府市、長久手市、 愛西市、豊山町、清須市、北名古屋市、大口町、豊田市、 刈谷市、岡崎市、あま市、尾張旭市、蟹江町、東海市
三重県	区域内の市町	三重県	区域内の市町
大阪府	区域内の市町村	大阪府	区域内の市町村
兵庫県	神戸市、宝塚市、豊岡市、丹波市、丹波篠山市、尼崎市、 伊丹市、芦屋市、西宮市、たつの市、姫路市、宍粟市、三田市、 佐用町、上郡町、太子町、新温泉町、南あわじ市、川西市、 猪名川町、明石市	兵庫県	神戸市、宝塚市、豊岡市、丹波市、丹波篠山市、尼崎市、 伊丹市、芦屋市、西宮市、たつの市、姫路市、宍粟市、三田市、 佐用町、上郡町、太子町、新温泉町、南あわじ市、川西市、 猪名川町、明石市
奈良県	区域内の市町村	奈良県	区域内の市町村
広島県	広島市、福山市、府中市、尾道市、三原市、東広島市、庄原市、 神石高原町、大竹市、廿日市市、三次市、北広島町、 安芸高田市、安芸太田町、呉市	広島県	広島市、福山市、府中市、尾道市、三原市、東広島市、庄原市、 神石高原町、大竹市、廿日市市、三次市、北広島町、 安芸高田市、安芸太田町、呉市
愛媛県	四国中央市、鬼北町、新居浜市、松山市	愛媛県	四国中央市、鬼北町、新居浜市、松山市
福岡県	北九州市、行橋市、水巻町、福岡市	福岡県	北九州市、行橋市、水巻町、福岡市

附 則

1. この規約の別表2については認可の日から施行し、令和7年8月1日から適用する。
(別表2 地区の追加 下妻市、中央区、川崎市)

★ 2 柔道整復師による施術の受診

柔道整復師による施術の受診は、国民健康保険が適用される範囲が限られています。施術前に負傷原因を正しく伝え、マイナ保険証または、資格確認書が使えるかどうかの確認をすることが大切です。

クイックマッサージやスポーツジムでのマッサージには、基本的にはマイナ保険証または、資格確認書は使えません。マイナ保険証または、資格確認書持参での割引やサービスはあり得ませんので、十分ご注意ください。

また、同一の負傷について、同時期にマイナ保険証または、資格確認書を使用して整形外科の治療と柔道整復師の施術を重複して受診することはできません。

■ 外傷による負傷が対象

療養費が支給されるのは、急性または亜急性の外傷による打撲、ねんざ、挫傷、骨折、脱臼により柔道整復師の施術を受け、組合が認めた場合です。内的原因による症状は対象となりませんのでご注意ください。

★ 3 はり・きゅう・あん摩・マッサージの受診

保険適用となる、はり・きゅう・あん摩・マッサージの施術を受けるには、予め医師の同意書（病名、症状、発病年月日の明記されたもの）が必要です。

■ 保険適用とならない受診内容

以下の場合、マイナ保険証または、資格確認書は使えません。

- ・単なる肩こり、腰痛、筋肉疲労など
- ・病気（神経痛、リウマチ、五十肩、ヘルニアなど）
- ・医師の同意のない骨折及び脱臼の治療（応急手当を除く）
- ・仕事や通勤途中の負傷（労災）
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・症状の改善の見られない長期の施術 など

高額療養費の支給申請

該当する方（または該当になりそうな方）へは、組合から申請書をお送りします。

※高額療養費は医療機関から提出されるレセプトに基づき支給するため、レセプト提出が遅れている場合は、支給されるまでに数ヵ月を要します。予めご了承ください。

● 申請手続きに必要な書類 ●

- ☐ 高額療養費支給申請書
- ☐ 対象となる医療費の領収書

○ 70歳未満

令和8年8月から令和9年7月まで

適用区分 (※1)	所得要件	限度額	年単位の上限額
ア	旧ただし書き所得 901万円超	270,300円+（医療費-901,000円）×1% 《多数該当：140,100円》	1,680,000円
イ	旧ただし書き所得 600万円～901万円以下	179,100円+（医療費-597,000円）×1% 《多数該当：93,000円》	1,110,000円
ウ	旧ただし書き所得 210万円～600万円以下	85,800円+（医療費-286,000円）×1% 《多数該当：44,400円》	530,000円
エ	旧ただし書き所得 210万円以下	61,500円 《多数該当：44,400円》	530,000円 (※2)
オ	住民税非課税世帯	36,900円 《多数該当：24,600円》	290,000円

※1. 令和9年8月からは適用区分については細分化（5～13段階）が予定されております。

※2. 旧ただし書き所得が、86万円以下に該当すると確認できた方は年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払いする予定です。

○ 70歳以上

令和8年8月から令和9年7月まで

適用区分 (※1)	所得要件	限度額		年単位の上限額
		外来（個人）	世帯（※2）	
現役並みⅢ	課税所得 690万円以上 (※3)	270,300円+（医療費-901,000円）×1% 《多数該当：140,100円》		1,680,000円
現役並みⅡ	課税所得 380万円以上	179,100円+（医療費-597,000円）×1% 《多数該当：93,000円》		1,110,000円
現役並みⅠ	課税所得 145万円以上	85,800円+（医療費-286,000円）×1% 《多数該当：44,400円》		530,000円
一般Ⅰ・Ⅱ	課税所得 145万円未満 (※4)	22,000円 (年間上限 216,000円)	61,500円 《多数該当：44,400円》	530,000円 (※5)
住民税非課税世帯Ⅱ	住民税非課税世帯	11,000円 (年間上限 96,000円)	25,700円 《多数該当：24,600円》	290,000円
住民税非課税世帯Ⅰ	住民税非課税世帯 (年々収約80万円以下など)	8,000円 (年間上限 96,000円)	15,700円	180,000円

※1. 令和9年8月からは適用区分については細分化（5～13段階）が予定されております。

※2. 同じ世帯で同じ保険者に属する者。

※3. 所得が不明な70歳以上は、区分が「Ⅲ 課税所得 690万円以上」として取り扱われます。

※4. 70歳以上の方が複数世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む。

※5. 課税所得28万円未満に該当すると確認できた方は年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払いする予定です。

所得情報は番号法第19条7号により市区町村へ照会します。

住民税の課税情報が不明の場合、適用区分が正しく判定されず、本来よりも高い金額の自己負担になります。

以下の場合、市区町村に所得の登録がない場合があります。ご注意ください。

【例①所得の申告がないとき】

確定申告をしているがご家族の所得を申告されていない方等

【例②所得が不明の方が世帯内にいるとき】

アルバイト・パートの方で収入が少額で確定申告をされていない方等

マイナ保険証と連携される限度額適用認定証の適用区分が上の表「ア」として取り扱われます。

所得区分が基準以下（非課税など）で申告が必要ない方も市区町村で「市民税・県民税申告書」または「特別区民税・都民税申告書」を申請いただくと、全国歯で所得の情報がわかるようになりますので所得の申告を市区町村までお願いします。また、何らかの理由により組合が所得の確認をできない場合は、市区町村で発行した証明書が必要となります。

所得が不明な70歳未満は区分が「ア」として取り扱われます。

所得が不明な70歳以上は区分が「一般」として取り扱われます。